（様式第１号別紙２）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第３６条第３項各号の規定に該当しない旨の誓約書

令和　　年　　月　　日

　　岡 山 県 知 事　　様

申請者 所 在 地

名　 称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

申請者及び役員（別紙「役員等名簿」記載の役員等を含む。）は、次に掲げる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第３６条第３項各号（同法第３８条第３項及び第５１条の１９第２項において準用する場合を含む。指定療養介護事業者の指定の申請にあっては第１号及び第７号を、指定短期入所事業者（病院又は診療所により行われるものに限る。）の指定の申請にあっては第１号を、指定障害者支援施設の指定の申請にあっては第７号を、指定特定相談支援事業者の指定の申請にあっては第４号、第１０号及び第１３号を除く。）のいずれにも該当しないことを誓約します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

|  |
| --- |
| （法第３６条第３項各号の規定）  １　申請者が県の条例で定める者でないとき。  ２　当該申請に係るサービス事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第43条第１項の県の条例で定める基準を満たしていないとき。  ３　申請者が、第43条第２項の県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害福祉サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。  ４　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。  ５　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。  ５の２　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。  ６　申請者が、第50条第１項（同条第３項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第51条の29第１項若しくは第２項又は第76条の３第６項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はそのサービス事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。  ７　申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、第50条第１項、第51条の29第１項若しくは第２項又は第76条の３第６項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。  ８　申請者が、第50条第１項、第51条の29第１項若しくは第２項又は第76条の３第６項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第46条第２項又は第51条の25第２項若しくは第４項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。  ９　申請者が、第48条第１項（同条第３項において準用する場合を含む。）又は第51条の27第１項若しくは第２項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第50条第１項又は第51条の29第１項若しくは第２項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第46条第２項又は第51条の25第２項若しくは第４項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。  10　第８号に規定する期間内に第46条第２項又は第51条の25第２項若しくは第４項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。  11　申請者が、指定の申請前５年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。  12　申請者が、法人で、その役員等のうちに第４号から第６号まで又は第８号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。  13　申請者が、法人でない者で、その管理者が第４号から第６号まで又は第８号から第11号までのいずれかに該当する者であるとき。 |